

第3次 加東市男女共同参画プラン

概 要 版

～ 男女共同参画社会とは ～

男女共同参画社会基本法では次のように定義されています。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

2019（平成31）年3月

加東市

「加東市男女共同
参画プラン」で検
索してください



スマートフォンや携帯電話を使って左のQRコードを読み取ると、本市のホームページに簡単にアクセスすることができます。

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

わが国では、すべての人の機会の平等を保证するため、また、少子高齢化の急速な進展や人口減少が進むなかで、社会の多様性と活力を高め、経済を発展していくために、男女共同参画社会の実現が社会全体で取り組むべき重要な課題とされています。

国や兵庫県はもとより、本市においても男女共同参画社会の実現に向け、2009年（平成21）年に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、2014（平成26）年には「第2次加東市男女共同参画プラン（以下「第2次プラン」という。）」として計画を改定し、様々な取組を進めてきました。

この度、第2次プランの計画期間満了に伴い、これまでの取組の成果や2017（平成29）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果等に基づく本市の現状、社会情勢の変化等を踏まえ、本市が進むべき方向と取り組むべき課題を示した「第3次加東市男女共同参画プラン（以下「本計画」という。）」を策定します。本計画に基づき、引き続き、すべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて男女共同参画意識の啓発や協働のまちづくりを推進していきます。

(2) 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定による本市の基本計画として策定します。そして、国や県の計画を踏まえながら、「第2次加東市総合計画（前期基本計画）」及びそれに関連する部門別計画（人権尊重のまちづくり基本計画、子ども・子育て支援事業計画、配偶者等暴力（DV）対策基本計画等）と密接に関係をもった、本市の男女共同参画推進の基本的指針となるものです。

また、本計画の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅱ）については、「女性活躍推進法^{*}」第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

(3) 計画の期間

計画の期間は、2019（平成31）年度を初年度として、2023（平成35）年度を目標年度とする5か年の計画です。ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

男女共同参画をさらに進めるために必要なこと

- 誰もが性別による差別的な扱いを受けたり、固定的な性別役割分担を強いられたりすることなく、一人ひとりの希望を尊重し、個性と能力を生かしながら活躍できる。
- 男女が共に様々な分野に参画しやすい環境が整備されている。
- 誰もが安心して過ごすため、安全が守られ、心身ともに健康に暮らすことができる。



2. 計画の推進

(1) 市の推進体制の確立と率先実行

- ① 市内推進体制の確立
- ② 市役所の率先実行
- ③ 国・県等関係機関との連携の推進
- ④ 進捗状況の調査

(2) 活動拠点の整備

- ① 男女共同参画センターの設置の検討
- ② 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実
- ③ 男女共同参画に関する調査研究情報の収集

(3) 協働のまちづくりの推進

- ① 市民・地域・事業所・市民団体との連携

3. 計画の基本的な考え方

基本理念

男女がお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、その個性と能力が十分に発揮できる加東市



基本目標

I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

- 誰もが性別による差別的な扱いを受けたり、固定的な性別役割分担を強いられたりすることなく、一人ひとりの希望を尊重し、個性と能力を生かしながら活躍できる社会をめざし、学校や家庭、地域、職場等、あらゆる場における、男女共同参画を推進します。
- 多様なセクシュアリティ*や生き方についての理解を深められるよう、学びの機会づくりや啓発に取り組みます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する相談窓口や情報提供の充実を図ります。

II あらゆる分野における男女共同参画

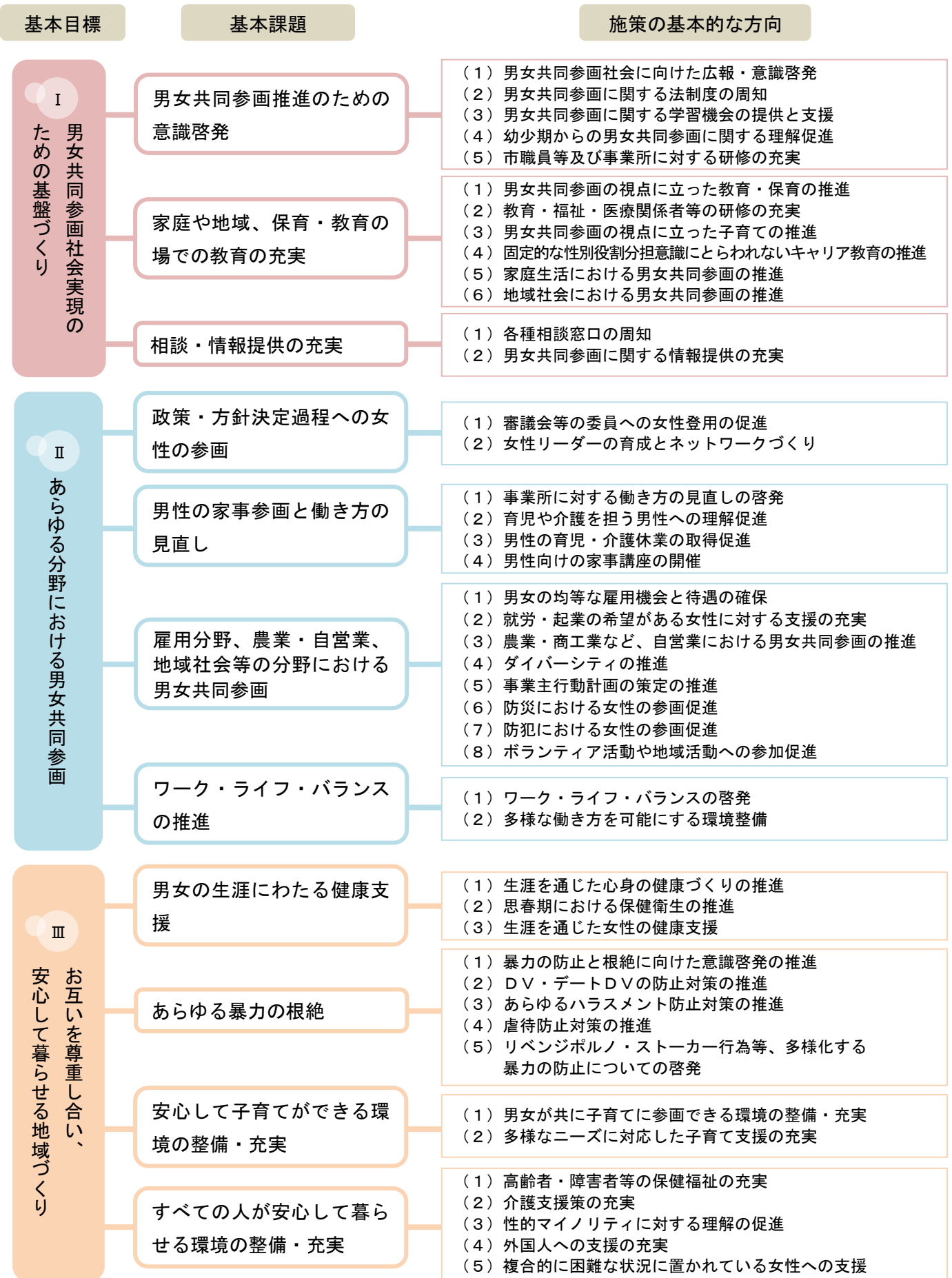
- 一人ひとりが理想とするワーク・ライフ・バランス*の実現や、ポジティブ・アクション*等による意思決定の場への女性の登用の促進、育児や介護と仕事の両立支援、男性の家庭生活への参画の支援によって、様々な場に男女が共に、主体的に参画できる社会の実現をめざします。

III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

- 子育て家庭への支援をはじめ、高齢者等の困難な状況に置かれている人が悩みや困りごとを抱えたまま地域から孤立してしまうことがないように相談体制の充実を図ります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメント等を含むあらゆる暴力の根絶に取り組み、住民の誰もが暴力の加害者、被害者にならない社会の実現をめざします。
- 女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*」の視点から健康の維持・増進を図ることができるよう支援します。



4. 施策体系



男女共同参画社会実現のための基盤づくり

指 標	現状値（2017年度）	目標値（2023年度）
男女の地位が平等であるとする市民の割合	11.5%	30.0%（2022年度）
固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	67.2%	70.0%（2022年度）
男女共同参画に係る自主活動グループ数	0グループ	1グループ
「女性のための相談」事業相談件数	24件	30件

基本課題1 男女共同参画推進のための意識啓発

- (1) 男女の生き方や働き方に様々な影響を与えている社会通念等の見直しが行われるよう広報・啓発活動を推進します。
- (2) 男女共同参画に関する法制度の周知を推進します。
- (3) 男女共同参画に関する理解を深めるために学習機会を充実します。また、地域で男女共同参画を進めるリーダーを育成します。
- (4) 幼い頃から男女共同参画の視点を身に付け実践していけるように、親しみやすく分かりやすい内容の広報・啓発活動を推進します。
- (5) 行政に携わる職員や関連団体職員等が率先して男女共同参画についての理解を深めます。また事業所に対しても、男女共同参画の理解が深まるよう、研修の充実を働きかけます。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 男女共同参画に関する講座・研修等に積極的に参加して、視野を広げましょう。
- 男女共同参画について学んだことを、家庭や、職場、地域、学校等で共有し、実践しましょう。
- 市の広報や人権啓発情報紙等に目を通し、人権や男女共同参画について共に考えてみましょう。
- 自分の言動や生活の身の回りに、固定的な性別役割分担意識や慣習等がないか見直してみましょう。

基本課題2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実

- (1) 男女平等・男女共同参画の見方や考え方を形成できるよう教育内容の充実を図ります。
- (2) 教職員や保育教諭等、福祉や医療の関係者に男女共同参画の意識を高めるための研修の充実を図ります。
- (3) 男女共同参画の視点に立って大人が子どもと接することができるよう、意識啓発や学習機会の提供に努めます。
- (4) 子どもたちが自分らしい生き方を実現するための力を育むキャリア教育※を推進します。
- (5) 家族が家事、育児、介護等の責任を共に担い、相互に協力できるように、固定的な性別役割分担の見直しを促します。
- (6) 男女が共に地域社会の発展を支える対等な一員として、あらゆる地域活動に参画できる機会づくりを推進します。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 子どもの意思や個性を尊重し、自分らしい育ちを応援しましょう。
- 家族がふれあい、思いやりのある温かい家庭の中で、性別による隔てなく子育てをしましょう。
- 自分たちの子育て体験や暮らしの中の問題を、地域で話し合ってみましょう。
- 子どもが学校や園で学んだことを、家庭内で話し合う機会をつくりましょう。
- 大人が男女共同参画について学び、積極的に実践することで子どものお手本になるようにしましょう。

基本課題3 相談・情報提供の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立って市民の様々な悩みごとや困りごとに対応できるよう、相談体制を充実させます。
- (2) 男女共同参画に関する催しや活動、図書等の情報を広く市民に周知します。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- どんな相談窓口があるか、市の広報やホームページで確認しましょう。
- 困りごとや悩みごとを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口で話してみましょう。
- 本市の男女共同参画の取組を、市の広報やホームページで確認しましょう。



あらゆる分野における男女共同参画

指標	現状値（2017年度）	目標値（2023年度）
審議会、委員会等における女性委員の割合	26.7%	30%
市の一般行政職の管理職に占める女性職員の割合	22.1%	30%
女性のための就労支援セミナー受講者数	20人	累計260人
女性、夫婦の認定農業者数	2人	3人
自主防災組織の防災訓練への女性の参加率	5～20%	平均30%

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

- （1）審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を図り、女性の政策・方針決定過程への参画を進めます。
- （2）市内の各分野で活動する女性にリーダーとして意欲を持って活躍していただけるよう人材育成に努めます。また、市内で活動する女性や、市民団体等のネットワークづくりを推進します。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 方針決定に様々な立場の人の意見が反映されているかどうか、見直してみましょう。
- 家庭や職場、地域、学校等で、積極的に自分の意見を伝えてみましょう。
- 地域の組織で女性に役員を引き受けてもらいやすいよう、協力体制をつくりましょう。



基本課題2 男性の家事参画と働き方の見直し

- （1）労働者一人ひとりがライフスタイルや希望に応じた働き方ができるよう、事業所に対し働き方の見直しを啓発します。
- （2）育児や介護を担う男性が働きやすい環境づくりを進めるため、事業所への研修等を実施します。
- （3）育児や介護を担う男性の休暇・休業の取得が進むよう、情報提供の充実を図ります。
- （4）男性を対象とした料理教室や育児・介護教室等の講座を開催します。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 一人ひとりが家族の一員として共に協力し合えるよう、家事・育児・介護等、家庭での役割について家族と話してみましょう。
- 仕事と家庭生活の両立ができるよう働き方を見直してみましょう。



基本課題3 雇用分野、農業・自営業、地域社会等の分野における男女共同参画

- （1）実質的な男女平等の機会と待遇の確保、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。
- （2）就労・起業の希望がある女性の就労支援や起業支援、就労継続支援に取り組みます。
- （3）農業や商工業等の自営業において男女共同参画の意識啓発を進めます。
- （4）就労意欲のあるあらゆる人が活躍できるよう、ダイバーシティ[※]の啓発を推進します。
- （5）民間企業等を対象とした事業主行動計画の策定を推進します。
- （6）防災対策を含む自治会等の地域コミュニティにおいて、女性の積極的な参画を促します。
- （7）男女共同参画の視点を踏まえ、地域における防犯組織の活動支援を行います。
- （8）ボランティア活動や地域活動への参加を促し、互いに支え合う地域づくりを推進します。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- PTA活動・地域活動・自治会活動等に、誰もが対等な立場で積極的に参加しましょう。
- 積極的に地域の学習会や行事等の学習の場に参加して、視野を広げましょう。
- それぞれの立場から、緊急時に必要な支援等について伝えてみましょう。



基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

- （1）固定的な性別役割分担意識にとらわれず、様々な活動を自ら希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。
- （2）ワーク・ライフ・バランスの希望や育児、介護等の状況に応じた働き方ができるよう、意識啓発や環境づくりを進めます。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 自分の生活について、仕事や家庭生活等のバランスがとれているか見直してみましょう。
- 家族一人ひとりが家庭を支えていることを認識し、特定の人に家庭の役割が偏ることがないように、お互いを思いやり協力しましょう。

指 標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	73.4%	75.2%
女性のがん検診受診率	乳がん検診	21.4%
	子宮頸がん検診	15.1%
配偶者暴力相談支援センターへの新規相談者数	15 人	20 人
家庭児童相談室における相談件数	230 件	260 件 (2022 年度)
小地域福祉活動事業実施地区数	77 地区	85 地区

基本課題 1 男女の生涯にわたる健康支援

- (1) 男女の年齢に応じた健康管理やこころと体の健康づくりを支援します。
- (2) 子どもの発達段階に応じてこころと体の健康に関する正しい知識を習得できるようにし、自分も他者も大切にできる意識を育てます。
- (3) 「性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点に立った啓発を推進します。また人生の各段階に応じて、女性が主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 定期健康診断を受診し、心身の健康維持を心がけましょう。
- 男女の身体的・生理的な特徴や性について正しく理解し、お互いの健康を思いやる意識を育てましょう。
- 妊娠・出産・育児について、家族みんなが理解を深め協力しましょう。

基本課題 2 あらゆる暴力の根絶

- (1) あらゆる暴力が、基本的人権を侵害する重大な問題であるという認識を深め、どのような暴力も許さない環境づくりを進めます。
- (2) DV、デートDV防止の啓発を推進し、被害の未然防止に努めます。
- (3) あらゆるハラスメントの防止対策を進め、事業所等にも防止対策に取り組んでもらえるよう働きかけ、研修の充実を進めます。
- (4) あらゆる暴力の根絶と防止に向けて、児童、高齢者及び障害のある人に対する虐待防止対策を推進します。
- (5) 多様化する暴力について啓発し、被害の未然防止に努めます。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 親しい間柄でも、暴力や暴言は許さないという認識をもちましょう。
- 周りの人が被害に遭っていることに気づいたときは、市役所等の相談窓口で話してみましょう。
- 自分が被害を受けた時は、決して一人で悩まず、警察や市役所等の相談窓口や、身近な人に話してみましょう。

基本課題 3 安心して子育てができる環境の整備・充実

- (1) 子育てに関わるすべての人たちの学習を進め、地域で子どもを育てる意識を高めるとともに、子育てグループの育成や支援を推進します。
- (2) 保育ニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、関係機関の連携を強化して相談体制の充実を図ります。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 家族みんなで子育てに協力し、育児の楽しさを分かち合いましょう。
- 未来を担う子どもたちを家庭・地域全体で育てていきましょう。
- 子育ての悩みや問題を一人で抱え込まないで、身近な人や「子育て何でも相談」、「家庭児童相談室」等に相談しましょう。

基本課題 4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

- (1) 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させます。
- (2) 地域包括ケアシステムの推進により、身近な地域で安心して介護を支える体制の充実を図ります。
- (3) 性の多様性について理解を深め、誰もが差別や偏見を受けないことがないよう、広報・啓発活動を推進します。
- (4) 本市に居住する外国人が、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指します。
- (5) 複合的に困難な状況に置かれている女性に必要な支援に取り組みます。

■市民のみなさんも取り組みましょう

- 性別や年齢、国籍をこえてお互いに尊重し、支え合いながら、気持ちよく過ごしましょう。
- お互いを助け合い、支え合い、安心して暮らせる地域をつくりましょう。



困った時はひとりで悩まず、相談してください。



種 類	相談先	連絡先等（開設日は祝日・年末年始を除く）
女性のかかえるさまざまな悩み	女性のための相談 （専門の相談員） 【面接相談は要予約】	原則第2・第4月曜日（祝日等により変更あり） 10：00～12：00、13：00～16：00 面接予約 ☎0795-43-0408（8：30～17：15）
家庭に関するさまざまな悩み	家庭児童相談室 （健康福祉部福祉総務課）	月曜日～金曜日 8：30～17：15 ☎0795-43-0441
ひとり親家庭等の方のさまざまな悩み	母子・父子自立支援員 （健康福祉部福祉総務課）	月曜日～金曜日 8：30～17：15 ☎0795-43-0408
育児何でもダイヤル相談	加東市保健センター （健康福祉部健康課）	月曜日～金曜日 8：30～17：15 ☎0795-43-0432
高齢者に関する相談 （生活・介護・認知症ケア・虐待など）	加東市地域包括支援センター （健康福祉部高齢介護課）	月曜日～金曜日 8：30～17：15 （火曜日のみ 8：30～19：15） ☎0795-43-0431 休日・夜間の緊急時 ☎0795-42-3301
障害者に関する相談 （生活・就労支援など）	加東市障害者相談支援センター	月曜日～金曜日 8：30～17：15 ☎0795-43-0443
障害者への虐待に関する相談	加東市障害者虐待防止センター （健康福祉部社会福祉課）	月曜日～金曜日 8：30～17：15 ☎0795-43-0409
DVに関する相談	加東市配偶者暴力相談支援センター	月曜日～金曜日 8：30～17：00 ☎0795-43-0411
人権に関する相談	人権教育推進員による相談 （市民協働部人権協働課）	月曜日～金曜日 8：30～17：15 ☎0795-43-0544
求人情報の提供や就労に関する相談	加東市就労支援室	月曜日～金曜日 8：30～12：00、13：00～17：15 ☎0795-43-0165

このほかにも兵庫県や各種団体が実施するさまざまな相談事業があります。まずはためらわずにご相談ください。個人情報や相談内容などの秘密は必ず守られます。

用語説明

キャリア教育

社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てることを通して、しっかりした職業観等をもち、社会人・職業人として自立することを教える教育のことを言います。

女性活躍推進法

働く希望を持つ女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律です。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

生涯の避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら、「いつ」「何人」「子どもを産むか生まないか」を決定する権利のことです。安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等も含まれます。

性的マイノリティ

性別を「男」と「女」のどちらかとしたり、異性愛を当たり前とみなすような固定的な考えのもとで、性自認や性的指向を理由に差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人のことを言います。

セクシュアリティ

「性の在り方」を示す言葉で、アメリカ心理学会の公式見解では①生物学的性、②ジェンダーアイデンティティ（性的自己同一性、性自認）、③社会的性役割、④性的指向の4つの構成要素が人間にはあるとされています。

ダイバーシティ

主に職場において職員一人ひとりが持つ人種や性別、年齢、信仰等の違いを受け入れ、それぞれを価値として活かすことで、企業の競争力につなげる考え方として使われています。社会においては、セクシュアリティや障害の有無等一人ひとりの違いを認め合い、またそれぞれの生き方を受容して互いに尊重し合って共生することを意味します。

ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提案することを言います。

リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が復讐を目的として、以前撮影した相手の公開するつもりのない私的な性的画像を本人に無断でインターネット上等に公開することを言います。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことで、一人ひとりが、それぞれのライフステージの状況に応じて、希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態を言います。

第3次加東市男女共同参画プラン <概要版>

発行日：2019（平成31）年3月 発行：加東市 編集：加東市市民協働部人権協働課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL：0795-42-3301(代) FAX：0795-42-1735 URL：http://www.city.kato.lg.jp